

政令第六十九号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(一)項イ、(二)項、(六)項イ(1)から(3)まで及びロ、~~(六)~~(五)項から~~(七)~~(六)項まで並びに(十)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの

二 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項ロ、(四)項、(五)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに~~(三)~~(二)項から~~(四)~~(三)項までに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(三)項に掲げる防火対象物（前号ロに掲げるものを除く。）

第十条第一項第四号中「（危険物）」を「（法第二条第七項に規定する危険物（別表第二において「危険物」という。））」に改め、「以上で」の下に「当該」を加え、同条第三項中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、「あわ泡消火設備」を「せん泡消火設備」に改める。

附 則

この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。